

静岡県教育委員会

議事録

平成 28 年度 第 24 回定例
3 月 15 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 3 月 15 日に教育委員会第 23 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 29 年 3 月 15 日（水） 開会 10 時 45 分
閉会 15 時 45 分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 員 齊 藤 行 雄
委 員 員 興 直 孝
委 員 員 渡 邊 靖 乃
委 員 員 藤 井 明

事務局（説明員）	杉 山 行 由	教育次長
	水 元 敏 夫	教育監
	北 川 清 美	理事兼教育総務課長
	福 永 秀 樹	理事兼健康体育課長
	小野田 裕 之	教育政策課長
	本 村 勉	情報化推進室長
	遠 藤 宗 男	人権教育推進室長
	長 澤 由 哉	財務課長
	南 谷 高 久	福利課長
	林 剛 史	義務教育課長
	太 田 修 司	義務教育課人事監
	藤 本 眞 二	幼児教育推進室長
	渋 谷 浩 史	高校教育課長
	神 田 不 二 彦	高校教育課指導監
	山 崎 勝 之	特別支援教育課長
	山 本 知 成	社会教育課長
	赤 石 達 彦	文化財保護課長
	奥 村 篤	静岡教育事務所長
	山 本 裕 洋	静岡西教育事務所長
	河原崎 全	中央図書館長
	吉 澤 勝 治	総合教育センター所長
	大 石 正 佳	教育総務課主席人事管理主事
	織 田 敦	高校教育課参事

4 その他

(1) 54～58 号議案は原案のとおり可決された。

(2) 報告事項 1～5 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

1 月 20 日、2 月 3 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているのので、朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 56、57、58 号議案、報告事項 5 は人事案件であるため、非公開と
したいと思うが異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、第 56、57、58 号議案、報告事
項 5 は非公開とする。

報告事項 1 未来の学校「夢」プロジェクト中間報告

- 教 育 長： 報告事項 1 「未来の学校「夢」プロジェクト中間報告」について、本
日は未来の学校「夢」プロジェクト委員会の紅林委員長に出席いただい
ている。それでは林義務教育課長より説明願う。
- 義務教育課長： <報告事項についての説明>
- プロジェクト委員長： 本プロジェクトは、平成 28 年 4 月から 3 か年の取組となる。今年度
の成果や取組の好事例が、広く県内の学校現場に普及していくことを
願い、本日、中間報告する。教職員の多忙化が指摘されて久しいが、
1970 年代頃から改善できずに今日に至っている。教科指導や生徒指導
などの教員としての本来の職務を着実に遂行していくためには、授業
研究や準備、個別指導の時間等、教員が子どもと向き合える時間を確
保するとともに、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環
境を整えていくことが、強く求められる。そこで、「未来の学校「夢」
プロジェクトで」は、3 か年の計画として、県内 4 市町の小中学校を
モデル校と指定し、企業コンサルや外部有識者の意見を取り入れなが
ら、教職員の意識改革と校務の整理という二つの視点で、多忙化解消
に向けた研究を行ってきた。資料 2 ページをご覧ください。今年
度の主な取組・成果として、一つ目は、「校務の洗い出し・分類と整
理」を行った。教員の業務は、授業や生徒指導といった中核的な業務
を中心に、「子どもたちのために」という名目のもとで、同心円状に
年々肥大化してきている。そこで、モデル校を対象として、管理運営
に関する業務、指導に関する業務、校内・校外行事の 3 つの内容につ
いて、業務の洗い出し・外部の視点による整理を行った。「個々の業務
に必要とされる時間」という観点と、「教員以外に当該業務を分担しう
る主体」という観点も付したうえで、「校務の整理表」を作成した。資
料 7 ページをご覧ください。二つ目は、「勤務時間の厳格な管理」
である。先生方の残業が多い、持ち帰り残業が多いという課題がある
ので、退勤時刻の上限を設定することで、効率的な業務執行と校務の
整理を促進するという試みとなる。モデル校において、8 月中旬の 2

週間 退勤時刻は 17 時 30 分。施行期間として実施した。さらに、試行実施を振り返り、12 月から 1 月の 2 か月間、小学校は 19 時を、中学校は 19 時 30 分を退勤時刻として、2 か月間の本格実施を行った。さらに、学校で定めた時刻以後の電話連絡については、自動的に教育委員会に転送されるような機能（ボイスワープ）を設定したり、留守番機能を設定したりして、業務に集中できるようにした。モデル校のいずれにおいても退勤時刻はおおむね守られていた。成果としては、業務に対する時間管理の意識が高まり、会議時間の短縮や見通しを持った業務遂行などが挙げられた。資料 8 ページをご覧ください。三つ目は、人的措置の活用状況の分析である。モデル校においては加配教員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの重点配置を行ったところ、その成果として業務負担の軽減につながったことが挙げられた。特に、加配教員については、学校全体の業務を広く薄く担当するのではなく、勤務環境改善に関する特定の校務分掌を持つことで、その有効性が示された。また、教員の業務（採点や教室内の掲示物管理など）をサポートする校務サポーターの配置が有効であることも見えてきた。今年度の成果と課題を踏まえ、次年度に向けての学校現場への勤務環境の改善に向けて、6 つの提言をする。資料 12 ページをご覧ください。（1）校務の整理（やめる、へらす、かえる）である。校務の整理表にもとづいて実際に校務の縮減に取り組み、一般通用性のあるガイドラインを作成すべきであると考え。その際、首長部局や市町とも連携しながら、学校行事の精選に関する検討も深めることが必要となる。（2）教職員の意識改革（時間管理の徹底）である。11 月～1 月の一斉退勤時刻の設定は引き続き行い、それ以外の期間についても実施の拡大を進めるべきであると考え。勤務時間の把握を制度として、統一的な方法で行うことが必要であり、「1 ヶ月間当たり何時間以内」といった弾力的な形で勤務時間を管理することも検討すべきである。（3）積極的な情報発信である。児童生徒の保護者も含め、世間一般においては、教員が多忙であることについての認識は薄いと言わざるを得ない。献身的な教員像を前提とした学校の組織体制では、多様化する教育課題への対応が限界にきていることについて、県民に広く理解を呼びかけ、世論に働きかけていくことも必要であると考え。例えば民間商業ベースも活用した情報発信の取組も行うべきである。（4）人的措置の充実である。加配教員の役割の明確化及び各種の専門スタッフの配置拡充を進めるべきであると考え。特に校務サポーターについては配置のニーズが高く、業務マニュアル（例）の作成等も行えるとよいと考える。（5）管理職の学校マネジメント力の向上である。時間管理の意識を高めるためにも、これに特化した管理職向けの研修を充実させるべきであると考え。（6）チーム学

校の推進である。より一層の「地域とともにある学校づくり」を推進すべきであるとする。以上の提言を踏まえ、次年度に向けて、(1)モデル校での研究継続に当たって(2)統一的な勤務時間の把握方法の検討(3)ICT化の推進(4)中学校における部活動指導の在り方の検討との連動(5)文書連絡等の「流量」規制の可視化と削減など、5項目を考えている。以上、本プロジェクトに関する中間報告です。この報告を元に、次年度の多忙化解消に向けた研修を更に推進していきたいと考えている。

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 資料3ページにあるように業務の棚卸しをしているが、外部委託が可能なものとそうでないものの峻別はしているのか。

プロジェクト委員長： 表中の「保護者」「地域」に○が付している業務は保護者、地域が関わっているものである。ただし、網掛けとなっている業務は学校の先生が中心となって当たらなければならないという整理となっている。

義務教育課長： ×が付いている業務は従前から外部業者に委託している。

藤 井 委 員： ●が付してある業務はどういった整理なのか。

義務教育課長： 要検討の業務である。

藤 井 委 員： 外部委託といってもここでは保護者と地域という観点でしか見えていない。第三者のサービスをうまく利用することによって、業務量を減らし、トータルとしての経費も減らすことも可能ではないか。さらに、一つの学校の業務を外部委託するという考え方よりも、例えば10校程度の地域にある学校全体をまとめて、外部委託可能な業務をそっくり引き受けてもらえる教育産業を振興する考え方で全体の効率を高められる。そういった産業が成長すると、学校に提案ができるようになる可能性がある。そういった観点も必要ではないか。

義務教育課長： その点では富士見台小学校に民間企業の「ワークライフバランス」が参入している。学校現場に入っていくにはハードルが高かったが、無償でやってもらっている。仕事のやり方でアドバイスをいただき、成果があればある種の成長産業として期待できると思う。

藤 井 委 員： スピード感を持って取り組んでほしい。民間が取り組んだ場合、1年間も掛けていられない。良し悪しでなく、コストマインドというものが教育現場にはほとんど無いと思う。そのあたりを意識できる形で進める結果として、産業との結びつきあるいは産業の振興が考えられると思う。

興 委 員： 委員会の設置要綱が参考資料の1ページにある。第2条所掌事務の(2)「大学や民間等の外部からの視点を取り入れた共同研究に関する事項」と、本文6ページに「本プロジェクトでは、共同研究をしている常葉大学教職大学院の大学院生が」とある。共同研究という言葉が使われているが、所掌事務の共同研究と、この常葉大学教職大学院との共同研究は違うものと思えるが、この観点から、前者については、

どのような共同研究を考えるのか、また、この委員会に後者の共同研究を担い常葉の教職大学院の方々が参画して、知恵を出すことはありがたいが、常葉大学だけでなく、静岡大学の方々にも参画して様々な共同研究をすると英知を結集した形になると思う。次年度はそういった取組をいれてほしい。2点目、参考資料 32 ページにある。報告資料として連合の研究委員会報告書がある。本文の中にこの報告書が生かせる箇所はあったか。

義務教育課長： 特に無い。

教育監： 静岡大学から武井先生にも参画いただいている。

興委員： 本文中の大学院生としての参画についても工夫をしてほしい。

義務教育課長： 常葉大学は大学内に研修組織を立ち上げている。静岡大学は組織立ち上げが初年度は間に合わなかった。

興委員： 組織が必要かどうか別として、対応を工夫してもらいえるようにしてほしい。

義務教育課長： 組織は必要である。

斉藤委員： 部活動の問題も勤務時間を考える上で大きな比重を占めることだが、学校教育法施行規則を改正して、学校職員として外部指導員を位置づけることを文科省で考えているようである。そうであると、大会に引率するなどの業務を外部職員が行うようになる。国としてもそのような取組が進んできている。その報酬を取り決めたり具体的な方策をこれから考えていかなければならない。

渡邊委員： 日頃から何でも学校に入り込んでしまわないように、「何でも学校」という考えはやめようと発信しているが、相変わらずボランティア団体が、子供たちと食事をしたいので時間を取ってくれとか、コンクールをやりたいので学校を通してやってほしいなどの依頼が、ボランティア団体、市町の教育関係以外の団体からも次から次へ依頼がきてしまう。安易に学校に依頼する体質が地域にはある。学校内で努力しているのは分かるが、地域や団体の方々にも本来の学校はどうあるべきかを考えてもらえる発信ができるとうい。

プロジェクト委員長： 委員の皆様から御意見をいただいたが、私も思い切って新しいことができたらいと考えていた。しかし、学校、教育という枠に縛られてくるという感はある。モデル校で実践を踏まえながらという取組であったので、このようなかたちとなったが、いくつかの点で壁を破っていきなさいというように御助言を受け止めた。来年度からそういった形で取り組んでいきたい。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

(議事の非公開)

教育長： ここから議事を非公開とする。

<非>第 58 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

【休憩】

教 育 長： 議事の都合により休憩する。再開は 13 時 15 分とする。

報告事項 2 静岡県幼児教育ポータルアプリの開発・配信

教 育 長： 報告事項 2 「静岡県幼児教育ポータルアプリの開発・配信」について藤本幼児教育推進室長より説明願う。

幼児教育推進室長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

渡 邊 委 員： ふじさんっこそだてエールから、つながるネットには接続できるが、つながるネットからふじさんっこそだてエールにつながらないがどのようなになっているのか。

社会教育課長： 公開されるようになればつながる。

渡 邊 委 員： いいものがあるので全体的につながるとよい。また、いじめ等の相談窓口が分かりやすくなるとよい。

幼児教育推進室長： アプリケーションは随時変更可能なので改善していく。

藤 井 委 員： パソコン版はあるのか。

幼児教育推進室長： スマートフォン版だけである。

藤 井 委 員： 他のサイトからリンクするのか。

幼児教育推進室長： 可能だと思う。

藤 井 委 員： 多方面からアクセスできる方がよい。

興 委 員： 教育委員会のホームページからアクセスできないのか。

幼児教育推進室長： 検討する。

興 委 員： スマートフォンでもパソコンでもできると思う。

幼児教育推進室長： 画面構成を修正すれば可能だと思う。

斉 藤 委 員： 著作権等の問題もあるので、リンク先の信頼性の確認も重要である。

幼児教育推進室長： 子ども発達学の和久田先生や、県立短期大学の永倉先生に監修してもらっている。

斉 藤 委 員： 裏づけの取れた知見を掲載するよう注意してほしい。

幼児教育推進室長： 先ほど質問について補足する。これはアプリケーションソフトなので、パソコンではアプリケーションを取得することができない。

藤 井 委 員： アプリケーションがなくても本来はパソコンからでもアクセスできる。画面の構成が変わるだけだと思うので、両方とも作成することを考えた方がよい。

渡 邊 委 員： 現状、幼稚園児等の親はスマートフォンのアプリケーションから取ることが多いので、まずはそこに対応し、将来的にパソコン対応も整備すればよい。内容について、新しいものをどんどん掲載して、例えば時事ネタで話題となっていることを前面に出すなどの構成とすると使

いやすくなると思う。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

第 54 号議案 平成 29 年度組織改編等の係る関係規程の改正

教 育 長： 第 54 号議案「平成 29 年度組織改編等の係る関係規程の改正」について、北川教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 班長の役割について、別添資料 5 ページの第 19 条に班長の職掌が明記されている。今までは所掌事務のうち特定事項を班長が所掌するように記載されているだけである。私は今まで、班長が事ある毎に班員を掌握しているかを確認してきたが、この資料を見てこれまでは班長は特定事項を担当するだけであったので、班員の掌握は難しかったと理解した。今回は班の所掌事務を統括し、班員の分担事務及び班員を監督するとある。監督という表現が適切かどうかわからないが、組織として機能する形となったことは評価する。今後とも、組織として機能するように十全な取組をしてほしい。新規採用事務職員が不適切経理で処分された事案があったが、こういった組織体制にしないと上司に監督責任を求めることができないので、今回は良い体制になったと思う。指導監、人事監を各課・出先機関に設置することとともに、本庁にも指導監、人事監は配置されている。参事などの職は重複することがあるが、そのような職ととらえてよいか。

教育総務課長： 現在、人事監は義務教育課にのみ配置している。また、高校教育課にのみ指導監を配置している。指導と人事は学校教育の両輪なので、今回、それぞれの課に人事監、指導監を配置する。参事等の職名では対外的に曖昧な印象となるので、外部からも分かりやすい職名とした。

興 委 員： 別添資料 8 ページに、教育事務所のポストとして、必要に応じて人事監を置く、必要に応じて指導監を置く、必要に応じて参事を置くとある。それぞれ上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとある。参事の場合には、特定の重要事項とはどういったことを想定しているのか。

教育総務課長： 現状、参事は班長職や課長補佐を兼ねているが、参事は特命事項を受けて業務を行うことになっている。

興 委 員： 以前もお願いしたが、教育総務課長が理事を兼務したり、健康体育課長が理事を兼ねている。理事としてどのような特命事項を担っているのか、質問した時、明快な答えがなかった。今回の参事職も同様で、何を託された参事なのか、職掌の内容を上司が示して、明確に執行してもらえるよう、人事のことは文書に落とすことが必要である。今後は答えられるようにしてほしい。

教 育 監： 現在、教育総務課の参事は、教職員評価制度を特命事項としている。
高校教育課であれば高等学校第三次長期計画を特命事項としている。

興 委 員： それを文書でもって示達するなどしたほうがよい。

教 育 次 長： 既にシステムとして確立している。事務分掌表を組織として作成しな
ければならない。特命事項が何なのかは事務分掌表の中で明示するこ
とになっている。ただ、8級以上の上層階の理事職について、公の場
に公表できない場合もある。

興 委 員： 分かるが、理事においてはどのような形でもよいので、明示してほし
い。また、理事兼健康体育課長も教育委員会の会議テーブルに入っ
てもよいと思う。そのようなことを含めて、政策的な判断を事務局で検
討してほしい。

教 育 長： 他に質疑はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第54号議案を原案どおり可決する。

第55号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定

教 育 長： 第54号議案「教職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の
制定」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： このことによって免許状の新規取得、あるいは教員の数等、どの程度
の効果を期待しているのか。

義務教育課長： 我々が見込みを期待するものでない。国の仕組が動いたことによっ
て手当てをしているものである。よって、見込みを期待した制度改正で
ない。基本的には主要な教員免許の取得方法に変化はないので、大きな
影響は無いと考える。今後、数十人単位で増えていくのではないかと予
想はしている。

興 委 員： 概要資料の1ページの2改正内容(2)は青字で示してあり、これを
読むと平成28年12月に定められて、様式を定めたとなっている。緑
字の(3)はこの機会に齟齬があるところは修正しようというもので
ある。ポイントは赤字で示してある(1)であると思うが、本質的に
何かあるのか。

義務教育課長： 赤字は規則上第9条に国の引用条項が加わることと、別表の中にも
赤字で明示している。

興 委 員： 平成28年10月に定めたが、この書式を直さないと10月以降ワーク
しなかったことにはならないのか。

義務教育課長： その心配には及ばない。大丈夫である。

興 委 員： 旧来の手法で手続きを取ることは可能だったのか。

義務教育課長： そうである。

- 興 委 員： 手続きにおいて新しく付加されたものはあるのか。
- 義務教育課長： 特に無い。
- 藤 井 委 員： 各都道府県で委員会規則において定めるのだが、都道府県ごとに内容がバラバラで静岡県が突出してキツイとかゆるいとかないのか。
- 義務教育課長： そういったことはない。特別免許状の授与に関する手続きは全国的に100パーセント整備されているわけでない。本県は早い方でないが、ルール手続きとして、相変わらず実務経験を前提とした特別免許状の授与を定めている県はあるかもしれない。文言の明記の仕方や様式の違いはあっても、本県が特別に異なっていることはない。
- 興 委 員： 概要資料1ページ目に「本県における手続き等について平成28年10月に定めた」とあるが、その時点でどういった規定を修正したいのか。
- 義務教育課長： 改正事項に対応した実務に関する証明書と、担当する教科に関する専門的な知識、経験又はその技能を有することの証明書に規定を変更しているが、それに合わせた実施要綱を変更している。
- 教 育 監： 藤井委員が質問したことはトータルの免許のことなのか。又は特別免許状のことか。
- 藤 井 委 員： トータルである。
- 教 育 長： 他に質疑はあるか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全 委 員： (異議なし)
- 教 育 長： 第54号議案を原案どおり可決する。

報告事項3 「組体操」における事故防止のための指導上の留意点

- 教 育 長： 報告事項2「「組体操」における事故防止のための指導上の留意点」について福永健康体育課長より説明願う。
- 健康体育課長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： この参考写真は大学生が実施している。実際に小学生がやってどうなのか。確認しているのか。
- 健康体育課長： 学校の先生の協力を得て、実際にやっている。
- 教 育 長： 一定の力が無いとうまくいかない。1人がおかしくなると連鎖的に崩れていく。小学生で試した例を見せた方がよい。
- 健康体育課長： 大学生なので上手にできすぎてしまう。悪い例が示し難かった。
- 教 育 長： 注意するポイントを明示する形にすればよい。
- 藤 井 委 員： 本年度、事故件数が減っていたと思う。
- 健康体育課長： 資料の18、19ページとなる。
- 藤 井 委 員： 様々な防止策が功を奏した結果と捉えてよいか。それとも実施しない学校が増えたのか。
- 健康体育課長： 後者の部分もあろうかと思うが、例えばピラミッドを今回3段までと示したことや、タワーも2段までと示した。その点を守っていた結果である。また、創作ダンスと組み合わせて実施したケースもある。先生

方が安全面に配慮した結果である。

藤井委員： 事故件数について、重度と軽度が混在している数値となっているので、峻別してまとめれば理解しやすい。

教育長： 高さを求めていた組体操から横に広がった組体操になってきている。

藤井委員： 政令市を除くという表現になっているが県全体で捉える必要がある。政令市のデータは取得できるのか。

健康体育課長： 依頼しているところである。

興委員： 24のページの事故防止について（通知）は28年4月に出したものか。

健康体育課長： そうである。

興委員： 4月に通知した文書だと明確に分からない。28年3月から4月にかけて教育委員会でも議論した案件だと思うがそうか。

健康体育課長： そうである。

興委員： 教育委員会がとった施策なので、文科省通知よりも前面に出してもよかつたのではないか。藤井委員から指摘があつたが、県教育委員会として政令市は所掌として別であるが、18ページに県内で発生した組体操における事故ということで、平成24年度から平成28年度において県内で発生した組体操における事故について、県内市町等教育委員会が所属する学校から当該教育委員会に提出された独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金の申請を行う際の「災害報告書」及び「医療等の状況」に基づいて、集計を行ったとある。そうであれば、政令市を含むことも可能なので、全県下が対象となるようにすれば県全域のフォローが見えてくる。また、藤井委員の指摘した事故内容の精査についても工夫してほしい。

斉藤委員： いいものを作成したので、市立や私立もカバーしてもよい。幼稚園はこのような組体操はやらないのか。

健康体育課長： 幼稚園は情報として確認していない。

興委員： 藤井委員が指摘した事故件数についてもなぜ減つたのか、解析してほしい。

渡邊委員： 留意点をはっきりさせようという議論の時、組体操と組体操以外を合わせて別の方法で実施した場合の成功例も紹介しようという話もあつたが、段数を減らして他をどう増やしたのか、地域の方々にどのように理解をものめたのかなどを掲載すると現場で活躍する先生方の励みになると思う。啓発の工夫をしてほしい。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： （特になし）

教育長： 報告事項3を了承する。

報告事項4 静岡県指定文化財の指定

教育長： 報告事項4「静岡県指定文化財の指定」について赤石文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 資料を概観しても分かり難いので今後工夫してほしい。「貴重である」とか、「県内で唯一」といっても、その重要性の意味が、なかなか見えてこない。具体的に、人形三番叟の変遷過程を説明してほしい。また、一人舞台の人形操法とあるが、1人で全部やっているように見えないがどうか。

文化財保護課長： 1人で1体の人形を操ることを一人遣いと言っている。人形が複数出ているので写真では複数人が操っている様子が写っている。時代が進むにつれ、1体の人形を複数人で操るようになる。そのことによっていろんな動きができる。1人で操っていたものが3人と人数が増えていく過程を知る上で貴重である。

興 委 員： 三番叟はどういったものか。

文化財保護課長： 元々、能の演目である。その中の一部を切り取って、各地域において秋祭り等で五穀豊穰等を祝う儀式として演じられるようになったものである。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項4を了承する。

(議事の非公開)

教 育 長： ここから議事を非公開とする。

<非>第56号議案 平成29年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命

※ 非公表

<非>第57号議案 平成29年度教職員人事異動

※ 非公表

<非>報告事項5 平成29年度新規採用教職員、再任用教職員の決定

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成28年度第24回教育委員会定例会を閉会とする。